

令和8年度 桜井市広報紙及び桜井市ホームページ広告掲載業務仕様書

1 業務内容

毎月1回発行する桜井市の広報紙（広報「わかざくら」）及び桜井市が運営する桜井市ホームページの広告掲載に係る募集、選定及び広告作成等の業務。

2 履行期間

期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（広報紙（広報「わかざくら」）：令和8年5月号～令和9年4月号掲載分【12回分】）

（桜井市ホームページ：令和8年4月1日～令和9年3月31日掲載分）

3 入稿場所（広告原稿の提出先）：桜井市市長公室行政経営課

4 支払計画

広告料金については、下表のとおりの期日までに納入通知書により納入するものとする。

	支払期日
契約金額に4分の1を乗じ千円未満を切捨てた額	令和8年 7月31日
契約金額に4分の1を乗じ千円未満を切捨てた額	令和8年10月31日
契約金額に4分の1を乗じ千円未満を切捨てた額	令和9年 1月31日
契約金額から上記の合計額を控除した額	令和9年 3月31日

5 各媒体の広告掲載等

A. 広報紙（広報「わかざくら」）

（1）概要

- ①発行日 毎月1日
②発行部数 24, 300部（令和8年2月号現在）
※必要に応じて、若干の増減あり。
③紙面サイズ A4判
④ページ数 約26ページ（令和7年1月号から令和7年12月号の平均を基に算出）
⑤カラー お知らせページ：黒一色、その他：4色カラー
⑥配布方法等 自治会等を通じて各世帯に配布するほか、市の施設等や市内コンビニエンスストア（一部を除く）へ配置

（2）広告の規格等

①広告の位置等

広告を掲載する位置・規格は下記のとおりとする。

〔広報紙（広報「わかざくら」）〕

広告スペース	左右×天地（単位mm）	刷り色	摘要
お知らせページの下部 【別紙1】広告枠参考	90×43 連結する場合は182×43 Adobe Illustrator®（以下Illustratorという）で作成する広告原稿のアートボードもこの規格で作成すること。	黒一色	お知らせ6ページ分 各月12枠 同一ページ内、横への連結可

②使用する文字

原則として広告内の文字は11級以上62級以内とする。50級以上の文字はスミベタとせず、アミを80%程度かけること。なお、フォントは全て、アウトライン化すること。

③広告の用字用語

漢字、音訓、仮名遣い及び送り仮名は、原則として次の内閣告示などに準ずる。

- ア) 平成22年内閣告示第2号（常用漢字表）
- イ) 昭和61年内閣告示第1号（現代仮名遣い）
- ウ) 昭和48年内閣告示第2号（送り仮名の付け方）
- エ) 記者ハンドブック第13版（共同通信社刊）

④広告枠の罫線

表ケイ（0.1ミリ）程度とすること

⑤広告掲載の問い合わせ先の表示

広告枠外側の下部に、受託者の社名及び電話番号を市で表示する。

⑥広告内容

広報紙の性格上、その品性を妨げず、紙面との調和に配慮するものとし、広告内容については、法令及び桜井市広告料収入事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）、桜井市広告料収入事業広告掲載基準（以下、「広告掲載基準」という。）等を遵守するものとする。また、広告の掲載場所となるお知らせページの仕様に類似していたり、閲覧者に誤解を与えるようなものは不可とする。

（3）広告主の募集及び選定

実施要綱及び広告掲載基準を遵守し、広告主を募集及び選定し、【別紙2】に記載の各月の締切日までに「掲載広告一覧〈広報紙（広報「わかざくら」）用〉（様式1）」及び桜井市広告料収入事業検討委員会で広告内容審査を行うための広告原稿を提出する。（入稿前に行政経営課で広告主についての審査を受けること）

（4）広告の入稿・校正など

広告原稿は、「Illustrator CC以下のバージョン」（Illustratorの原稿のアートボードは広告規格サイズとする）で作成した完全データ原稿（レイヤー統合のこと）を【別紙2】各月の締切日までに、入稿場所にCD-Rもしくはその他桜井市が指定する方法で納入するものとする。入稿後の原稿差し替えは原則禁止とする（但し、誤表示等による差し替えはこの限りではない）。入稿後の校正スケジュールは次のとおり。

〔スケジュール〕

入稿	【別紙2】に記載の各月の締切日までに行政経営課へ提出
審査	桜井市広告料収入事業検討委員会で広告内容審査を行い、修正が必要な場合、広告取扱業者は前月3日（休業日の場合は前日）までに修正を行ったうえで再度提出
校正	桜井市から送付するデータにより確認

B. 桜井市ホームページ

（1）概要

①URL <https://www.city.sakurai.lg.jp>

②月平均アクセス件数 約12,000件（令和7年1月～令和7年12月）

（2）広告主の募集及び選定

実施要綱及び広告掲載基準を遵守し、広告主を募集及び選定し、【別紙2】各月の締切日までに、「桜井市ホームページ掲載広告一覧（様式2）」を提出する。（提出前に行政経営課で広告主についての審査を受けること）

（3）広告の入稿・校正など

広告原稿は、完全データ原稿で【別紙2】に記載の各月の締切日までに、入稿場所にCD-Rもしくはその他桜井市が指定する方法で納入するものとする。入稿後の原稿差し替えは原則禁止とする（但し、誤表示等による差し替えはこの限りではない）。入稿後の校正スケジュールは次のとおり。

〔スケジュール〕

入稿	【別紙2】に記載の各月の締切日までに入稿場所へ提出
審査	桜井市広告料収入事業検討委員会で広告内容審査を行い、修正が必要な場合、広告取扱業者は前月3日（休業日の場合は前日）までに修正を行ったうえで再度提出
校正	桜井市から送付するデータにより確認

（4）広告の規格等

①掲載期間

1か月単位で、各月1日から末日までとする。

②掲載場所等

掲載ページ名	掲載場所	枠数	備考
トップページ	下段	18枠	※掲載枠が全て埋まらない場合は、広告募集中の表示とする。 ※緊急時の場合等は、緊急時版トップページが掲載されるため、広告バナーが掲載されている通常ページに切り替えるには、緊急時トップページ上部に表示される「通常の桜井市トップページをご覧いただく場合はこちらをクリックしてください」からアクセスする必要がある。

③バナー画像の規格

・サイズ：60×140ピクセル（6KB以下）

・GIF、JPEG、PNG形式（アニメーション不可）

④文字色と背景色のコントラストを十分に取り、文字が読みやすくなるよう配慮する。

⑤文字やイラスト等の解像度については、適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

⑥画像の代替テキスト（ALT属性）は原則として「広告：会社名」とする。

⑦行政ホームページの性格上、その品性を損なうことなく、画面との調和に配慮するものとし、広告内容については、法令・実施要綱及び広告掲載基準等を遵守するものとする。

⑧広告掲載期間には、維持管理等のため桜井市ホームページの公開を停止する期間を含むものとする。

（5）広告の禁止表示は、次に掲げるものとする。

- ①閲覧者の意思に反した動きをし、又は閲覧者に誤解を与えるおそれがある表示（「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等）
- ②実際には機能しない表示（入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるよう見えるプルダウンメニュー等）
- ③閲覧者が市に関する情報と錯覚するおそれがある表示（広告欄上部の桜井市の記事と様式が似ているもの、「桜井市○○情報」等の表示、桜井市章の画像の使用等）
- ④その他広告の表示として適当でないと市が認めるもの

6 広告主からの申込み

- ①受託者は、広告主からの申込みを書面にて受け、掲載広告一覧を市に提出する。
- ②①の書面には広告主の名称・所在地・連絡先・業種、代表者の氏名・住所、掲載を希望する媒体・掲載号（広報紙）・期間（バナー）、申込み日を広告主に記載させ、押印をさせるものとする。
- ③①の書面には下記の条件を記載するか、【別紙3】同意書を使用し、広告主に内容を確認させるものとする。
但し、任意の様式を使用する場合は、下記【条件】および【別紙3】同意書下部に記載している広告主の要件を満たしている同意書を桜井市に提出する。

【条件】

- ・桜井市税の滞納はありません。
- ・桜井市が市税の納付状況調査を行うことに同意します。
- ・各種法令および実施要綱、広告掲載基準を遵守し、実施にあたっては桜井市の指示に従います。

7 その他

- ①広告主は広告取扱業者を通して広告を掲載し、広告主が広告取扱業者に支払う広告掲載料については、広告取扱業者と広告主の間で協議して決定すること。
- ②受託者は、受託業務を遂行する上で知り得た一切のことについて、第三者にもらしてはならない。
- ③業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- ④本仕様書に明記なき事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。

掲載廣告一覽〈広報紙（広報「わかざくら」）用〉

樣式 1

掲載号 広報「わかざくら」●●月号

令和8年度▲月 桜井市ホームページ掲載広告一覧

様式2

【トップページ】

令和8年△月△日

枠	業者名及び代表者名	所在地	業種	リンク先アドレス	掲載期間
1					令和8年△月△日～令和8年△月△日
2					令和8年△月△日～令和8年△月△日
3					令和8年△月△日～令和8年△月△日
4					令和8年△月△日～令和8年△月△日
5					令和8年△月△日～令和8年△月△日
6					令和8年△月△日～令和8年△月△日
7					令和8年△月△日～令和8年△月△日
8					令和8年△月△日～令和8年△月△日
9					令和8年△月△日～令和8年△月△日
10					令和8年△月△日～令和8年△月△日
11					令和8年△月△日～令和8年△月△日
12					令和8年△月△日～令和8年△月△日
13					令和8年△月△日～令和8年△月△日
14					令和8年△月△日～令和8年△月△日
15					令和8年△月△日～令和8年△月△日
16					令和8年△月△日～令和8年△月△日
17					令和8年△月△日～令和8年△月△日
18					令和8年△月△日～令和8年△月△日

トップページ掲載位置

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18

【別紙1】広告枠

広告
告
広告掲載スペース
W182 × H43
黒一色

広告掲載スペース
W90 × H43
黒一色

広告掲載スペース
W90 × H43
黒一色

広
告

【別紙2】各月の締切日

わかざくら 広告データ	HPバナー 広告データ	締切日
5月号	5月	4月1日
6月号	6月	4月25日
7月号	7月	5月25日
8月号	8月	6月25日
9月号	9月	7月25日
10月号	10月	8月25日
11月号	11月	9月25日
12月号	12月	10月25日
1月号	1月	11月25日
2月号	2月	12月25日
3月号	3月	1月25日
4月号		2月25日

※締切日が休業日の場合は前日まで

【別紙3】

同 意 書

桜井市の広告媒体への広告掲載に係わる要件確認のため、下記条件に同意します。

【条件】

- ・桜井市税の滞納はありません。
- ・桜井市が市税の納付状況調査を行うことに同意します。
- ・各種法令および桜井市広告料収入事業実施要綱、桜井市広告料収入事業広告掲載基準を遵守し、実施にあたっては桜井市の指示に従います。

年　　月　　日

(宛先)

桜井市長

(広告主)

住　　所

社　　名

代表者名

印

生年月日　　年　　月　　日

*個人事業者のみ記入してください。

電話番号

《申込者について》

個人事業者の場合：社名、代表者名、代表者の住居所在地※1、代表者の電話番号※1
※1…店舗のものではなく代表者本人のものを記入してください。

法人事業者の場合：法人名、代表者名、住所※2、電話番号※2
※2…営業所や支社のものを記入せず、法人登記されているものを記入してください。